

当協会の反社会的勢力との関係遮断への取組みの一層の推進について

一般社団法人 信託協会（会長 若林 辰雄）（以下「当協会」）では、本日開催の理事会において、加盟会社が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するための対応を以下のとおり決定いたしました。

当協会では、これまでも、加盟会社が法令やルールおよび社会規範を遵守すべき旨、倫理綱領に定め、この中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決すべきとしているほか、加盟会社に対して、契約に織り込むべき暴力団排除条項に関する参考例を示し、反社会的勢力との取引排除、関係遮断への取組みを行ってきたところです。

今後とも、必要に応じ、更なる対応を検討しながら、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底して参ります。

1. 倫理綱領の改正

加盟会社が遵守すべき倫理綱領を改正し、自社での取引のみならず、他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）の提供等を行う取引を含め、反社会的勢力との関係遮断を徹底することといたします。

2. 全国銀行協会のデータベースの情報提供

全国銀行協会が収集し会員各行に還元している反社会的勢力に関するデータベースから情報提供を受けることといたしました。加盟会社に提供できるよう、具体化に向けて全国銀行協会との連携を進めて参ります。

3. 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み徹底の加盟会社あて周知

加盟会社に対して、①提携先の信販会社における管理態勢の検証・必要な対応の実施、②加盟会社における反社チェック態勢の整備、③反社会的勢力との取引が判明した場合の関係遮断に向けた取組み、を徹底するよう周知いたしました。

以 上